

平成26年7月25日

農業委員会だより

発行●八峰町農業委員会

秋田県山本郡八峰町峰浜目名湯字目長田118番地

TEL:0185-76-4611



遊休農地 解消活動

一丸で荒廃農地に挑む

活動5年目、委員総出で21アール再生



▶ 農業委員による遊休農地の再生作業が今年も始まり、委員たちは早朝から草刈りや草集積に汗を流しました。

▶ 5年目を迎えた農業委員による解消活動。今年の再生地は、小手萩・若狭台地内にある21アールの不耕作田で、人の背丈を超えるほどのカヤ草の密生に加えて、太さ10センチ以上の木も自生し、荒廃の度合いはかなりのものでした。

▶ 6月27日早朝、現地に集合した委員たちは「はたしてできるのか…」と不安そうでしたが、持ち寄った草刈り機やチェーンソーで作業を開始。草刈り用のアタッチメントを取り付けたトラクターも登場し、2時間ほどで作業を終えました。

▶ 1週間後の7月4日には草集積も終えて一段落。今後は耕起を経てソバの播種を行い、秋の収穫を目指します。

国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金制度が5年延長

町単独の助成措置は、平成25年度で終了しましたが、国庫分の助成制度は5年間延長され、30年度までとなりました。ポイント計算方法は従来どおり。ただし国の制度では他人の農地を借り入れて再生する場合には限られます。(詳細は裏面)

◆ 国の耕作放棄地再生利用緊急対策については裏面をご覧ください ◆

国の耕作放棄地再生利用緊急対策、平成30年度まで延長

再生する借り手を支援します

国の制度では、人の農地を借り入れて再生する「借り手側」に再生費用の一部が交付されます。所有者が自ら再生する場合は対象となりませんのでご注意ください。

対象となる「荒廃の程度」は、下表(例)のように、ポイント計算の合計が100を超える場合です。交付額は10アール当たり5万円で、借り手は最短でも5年間は作付け(主食用米不可)しなければなりません。

国の事業予算などの関係もありますので、ご希望の方は農業委員会へご相談ください。

確認する対象	確認部分	状況	各状況の詳細	該当する状況	各ポイント	刈り払い後又は根の集積が必要	各ポイント	集積後の再生農地の外へ運搬が必要	各ポイント	ポイント合計
雑草・灌木等の繁茂状況	地上	植生状況	①草、笹のみが繁茂		16		20		8	
			②草が繁茂及び木(竹)がまばらに植生(灌木が生えているが、径が6cm以下)	○	18	○	20	○	14	52
			③草、木(竹)が繁茂(径が6cmを超える灌木が生えている)		26		20		14	
	地下	根の状況	根の除去が必要(地上の植生状況が②の場合)		33		20		10	
			根の除去が必要(地上の植生状況が③の場合)		39		20		10	

農地の状況	地上	均平状況	均平作業が必要					○	39	39
		湿害状況	暗渠等排水対策が必要						2	
		礫の状況	除レキが必要						9	
	地下	硬盤層の状況	深耕(プラウ)が必要						10	
		団粒状況	トラクター等で荒耕起が必要(1回のみ)						6	
			〃 (2回)					○	13	13
			〃 (3回以上)						19	
土壌の状況	土壌改良が必要						50			

合計 104

農業委員会の定例総会は原則として毎月10日(2月総会のみ1月末)ですが、曜日等により前後することもあります。農地の売買、貸借、転用などの許可申請は、毎月月末をめぐり、お早めに行ってください。

お問い合わせ先
八峰町農業委員会

〒018-2502 八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地
TEL : 0185-76-4611 FAX : 0185-76-2203
<http://www.town.happou.akita.jp/index.php?pid=50>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう!